

第25回期 第10回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年4月18日(木) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員8人・推進委員10人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則
推 進 委 員	(箕 輪 ・ 袖 山)	関根	盛夫
同	(中 根 松)	会田	信二
同	(大 草)	斎藤	良文
同	(小 貫 ・ 太 田 輪)	薄井	常義
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	須藤	寿行
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	鈴木	政吉
同	(山 白 石)	我妻	伸司
同	(山 白 石)	岡田	勇弥
同	(浅 川 ・ 滝 輪)	緑川	孝雄
同	(東 大 畑 ・ 畑 田)	小室	一男

4 欠席委員(委員2名)

委 員	2番	高坂	和幸
同	5番	富永	勉

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の作成に対する決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>只今から、第10回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 農家にとって非常に忙しい時期がやってまいりました。そのような中、ご参集いただき誠にありがとうございます。</p> <p>4月になってから寒くなり、雨の日が続いており、桜の開花も心配されておりましたが、無事に桜も咲き、一昨日から暖かくなり、北海道でも桜が咲き始めたそうです。しかし、温度差が大変激しい時期でもあります。ハウスの苗を相当数なげてしまったということも聞きます。ハウスの温度管理はもちろんのこと、皆さん十分な水分補給や体調管理に気を付けていただき、農作業に励んでいただければと思います。また、農作業中の事故が多発する時期でもございます、どうか皆さんのまわりでも、地域の方にも注意喚起などを促していただければと思います。</p> <p>さて、先ほど関根事務局長さんから挨拶がありましたけれども、関根事務局長は以前に農政課におり人・農地プランの作成の立役者でもあります。今年度は、いつも私がお話してまいりましたとおり、浅川町の5年後の将来を見据えた、地域計画の策定が行われますので、関根事務局長のもとで皆で協力して地域計画の策定に邁進していきたいと考えております。</p> <p>さて本日の議案は議案第26号から第28号まで、件数でいうと4件ほどございます。</p> <p>いつものように公平かつ慎重な審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。本日はよろしくお祈りいたします。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中8名です。2番高坂委員、5番富永委員が欠席となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第10回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。</p> <p>なお、推進委員の出席は10名中10名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、7番、須藤一二委員、9番、酒井秀忠委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>

事務局長	【議案朗読】
会長	議案第26号①について、里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の調査報告及び意見を求めます。
須藤(寿)委員	<p>里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の須藤寿行です。</p> <p>議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について①、出シ61番、畑について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、****、***氏、譲受人、****、***氏、以下記載のとおりであります。</p> <p>4月13日午前8時ごろ、地区副担当農業委員の鈴木啓委員、推進委員の鈴木政吉委員、私と譲渡人、譲受人立ち合いのもと現地にて調査をしてまいりました。申請の事由についてであります、**氏は親の代まで当該農地を耕作しておりましたが、親御さんが亡くなった後は**氏に畑の管理を任せており相当な月日が経過したこと、**氏から以前より当該農地の譲渡を打診されていたことから譲渡することとなりました。取得後は**氏が引き続き畑として耕作していくとのこと、地域との調和に支障がないことを確認し、農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であると見てきましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	それでは、事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請につきましては、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。今回の申請地は**さんの自宅の目の前にありまして、以前から**さんの母親が**さんから借りて耕作していたそうです。許可後はこれまで通り畑として利用し、新たにパイプハウスの設置を検討しているそうです。なお、**さんにつきましては、従事日数及び保有する農機具類について問題はございません。以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会長	<p>ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第26号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第26号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第26号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第26号、農地法第3条②について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第26号②について、東大畑・畑田地区推進委員、小室一男委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
小室委員	<p>東大畑・畑田地区担当の推進委員、小室一男です。</p> <p>議案第26号農地法第3条②について、調査の結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、****さん、譲受人、****さん、以下記載のとおりです。譲受人、譲渡人については遠方のため電話で内容を確認しました。また、行政書士の本多さんにおいては直接会って確認いたしましたので報告いたします。内容についてですが、**さんは土地の管理が出来ていない状況ですので、**さんに土地を引渡し維持管理してもらいたいとのことでした。</p> <p>**さんについては母親が***に住んでいるため、不定期ではありますがそちらに来ており、そのタイミングで畑を管理したいということで話しがありましたので報告いたします。</p> <p>この内容について、農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であると見てきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、親族間での所有権移転となり、譲渡人の****さんから申請農地の贈与を受け、就農を図るためということで申請がありました。譲渡人は父親から相続しましたが、県外に住んでおり耕作が困難なため、***に住んでいる母親の元へ訪れている兄の****さんへ贈与し農地を維持したいそうです。**さんは贈与を受けた後は、近隣の親戚に手伝ってもらいながら、自家消費及び知人への贈答のために野菜を栽培する旨の営農計画書も提出されております。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第26号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第26号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第26号、農地法第3条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第27号①について、小貫・太田輪地区推進委員、薄井常義委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>薄井委員</p>	<p>小貫・太田輪地区担当の推進委員、薄井です。</p> <p>議案第27号農地法第5条①について、調査の結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、****さん、譲受人、***在住、****さん、以下記載のとおりです。4月7日午後3時より地区副担当の藤田委員及び、譲渡人、譲受人立ち合いのもと現地にて調査してまいりました。譲渡人と譲受人は親子関係でありまして、****さんが家を建てたいということで、****さんの土地を贈与したいとのことです。調査事項であります、一般基準の、計画の実現性、確実性に関する項目、及び周辺農用地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目については該当する項目がなく、今回の申請については、なんら問題ないものとみてきましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>申請地の選定理由ですが、申請者である****さんの父が所有する土地でありまして、実家の敷地内に存在しており、今後の生活設計と両親の扶養、農業の継承を考え選定したとのことです。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましましては、10ha以上の広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である集落接続事業に該当するもので転用は可能と判断しました。</p> <p>第1種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとなっておりますが、申請書に許可に必要な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われま</p>

	<p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ございません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和6年11月末までとされており該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法等について許可見込であり該当しません。</p> <p>法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、隣接している由添58番、3番1の宅地を一体として利用する計画書が提出されており、父から使用貸借権を設定するとのことで問題ありません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適当と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は合併浄化槽により処理し道路側溝に放流、雨水は自然浸透する計画となっております。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第27号①について、質疑ございませんか。</p>
小針委員	<p>先ほどの地区担当推進委員から説明にありましたが、贈与ということでしたが、議案書を見ると使用貸借権30年間と書かれています。どちらが正しいのでしょうか。</p>
事務局長	<p>申請書では使用貸借権30年間で0円ということとなっております。</p>
藤田委員	<p>調査には私も立ち合いましたが貸借で間違いありません。申し訳ありませんでした。</p>
会 長	<p>その他、質疑ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第27号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第27号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>この集積計画に対して里白石・福貴作・染地区推進委員、鈴木政吉委員の意見を求めます。</p>
<p>鈴木(政)委員</p>	<p>里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の鈴木であります。</p> <p>4月13日7時30分より染字地獄谷地の農地におきまして、農業委員の鈴木啓委員、推進委員の須藤寿行委員、鈴木政吉の3名、借受人、****さん、貸付人、****さん立会いのもと現地にて説明を受けて参りました。</p> <p>今回の利用権の設定を受ける**さんは認定農業者でもあり、かなりの面積も耕作しております。貸付人の**さんは高齢のため耕作が困難ということもあり、**さんに農地を貸したいという旨を伺いました。**さんの現在の経営状況からみて、基盤法第18条第3項各号のいずれも満たしていると思われる、今回の集積計画は問題ないものと考えております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは町の認定農業者でありまして、人・農地プランでも***の担い手として名前があげられております。</p> <p>今回利用権を設定しようとする水田は、設定人から耕作してほしいと相談がございまして、借り受けることになった土地となります。農地については**さんが耕作している農地と隣接しており、立地条件の良い土地となります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。 2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。

	<p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第28号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>それではご連絡いたします。</p> <p>まず初めに、皆様のお配りいたしました、今年度のスケジュールにつきましては記載のとおりとなりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。次回の総会につきましては、5月17日金曜日、午後1時30分より、こちらの会場で総会を予定しておりますので、予定のほうお願いしたいと思ひます。</p>
会 長	<p>それでは以上をもちまして、第10回浅川町農業委員会総会を閉会といたします。</p>
事務局長	<p>一同、ご起立願ひます。礼、ご苦勞さまでした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)